基調講演

「山と川と里と町の麗しきコスモスー京の景観」

広島工業大学環境学部
地域環境学科教授

樋口忠彦

●京を褒める

京をどのように褒めているか、文章や文言に注目してみます。桓武天皇の平安京遷都の詔では、山川は襟帯のように、自然に城を形成しているという褒め方です。このような褒め方は京都に限らず、『古事記』に日本武尊が国を「やまとし美し」としていますが、明日香のまちではなく元々の自然、山に囲まれたところを褒めていました。また、『万葉集』の藤原宮を褒めた歌では、東の香具山、西の畝傍山、北の菅山、南の吉野の山と、四方の山を壮大なスケールで褒め、最後に藤原宮の中心に湧き出る「御井の真清水」を褒めています。久邇京を褒める歌でもその場所の山川の自然を褒めています。華やかな都ではなく、「地」となる自然の景色を重視して京をつくるという考え方が基本にあるのです。

●土地を占う

平城京遷都の詔の最初に「京を立地させる場所は四禽図に叶う」とうたわれています。北に高い山（玄武）、東に清流（青龍）、西に街道（白虎）、南に広い池（朱雀）という地形の場所に京をつくるべきだという理論があり、これは東アジアに共通と言われています。京とは大都市のイメージではなく、その場所の自然が基本にあってつくりだされるゲシュタルトというか景観、地形、そういったものによって表わされるものであるということです。

●山を崇拝する

秀麗な山を崇拝するということがあり、神南備山といって美しい円錐形をした山には神様がいるということで、奈良の三輪山、京都にも大内山などそのような山がたくさんあります。姿・形のいい山で、その麓に寺や貴族の別荘などが数多くつくられてきました。『東山国有林風致計画書』（１９３６年）には東山三十六峰とはどの山なのか記されています。面白いのは、この絵のように見える場所はどこにもないのです。円錐形に美しく見える山はある方向からでないと円錐形に見えない。とても崇拝されている山も反対側から見ると

たいした山には見えず、そちら側からは崇拝されないのです。

●山里に棲む

浄土経の思想が入ってくると、京の西方として嵯峨野に目が向けられます。嵯峨野は京から見て日が沈む方角なので、多くの人が西方浄土を願って嵯峨野に出家をしました。鎌倉時代になると禅宗が入ってきて、山沿いの地を重視する考え方が出てきます。まず地形を読み、景色として優れているかを判断してから寺院をつくります。

水辺は眺望があるので、昔から水辺の景色を楽しみ、社交的な場所としても使われてきました。その背景には景色のよさも大きな意味があるのですが、気持ちよく過ごせる場所ということなのではないかと思います。白川は琵琶湖疎水のおかげで水位を人工的にコントロールできるようになり、川沿いにはさまざまな水辺の景色を楽しめる店などがつくられています。都市の中の川を、都市のアメニティーにどれだけ貢献しているかという価値観で見直すと、京都の川は非常に参考になると思います。

まちの景色が初めて登場するのは『洛中洛外図』です。それまで景色は水辺や山など自然とのかかわりが強かった訳です。『洛中洛外図』には通りの店が１軒１軒はっきりと描かれていて、品物が並び店主や客が描かれています。江戸時代に入ると、『名所図会』に店頭の様子が、それぞれのお店のＰＲも兼ねてたくさん描かれます。縁側に腰を掛けてお客は店の人と話しながら通りの景色を眺めることができ、景色を楽しむ場所として店先は重要な意味をもつようになります。この店頭の景色は現在まで継承されています。

◇　◇

日本文芸の特質は、「古代日本人にとって、自然は、親しみ深さと畏怖すべき厳しさとの両面を持ちながら人間と切り離されない存在」（小西甚一『日本文藝史１』）と言われますが、京都のまちでも山と川と里と町とを貫くような形で自然があり、人々は生活を楽しんでいたのでしょう。これは京都だけの特徴ではなく、日本のあらゆる都市に見える特徴だったのではないでしょうか。

京都のもう一つの特徴は、ほど良い大きさの盆地であったことで、これは天から与えられた大きな特徴ではないかと思います。江戸時代まで都市の大きさは大体８－１０㎞四方程度だったと考えられます。江戸も山手線の中と隅田川の少し東までで、大体１０㎞の範囲でおさまっていました。その理由は当時の交通手段は歩くのみだったからで、自ずと範囲が定まってしまったのです。現在の東京が巨大化したのはやはり交通手段と関連しています。京都は幸い周りに山があるので、なかなか外側に広げることはできません。京都は周囲の山のお陰で人為的にコントロールせずともほど良いスケールで、山と川と里と町からなる麗しいコスモスが持続されているといえます。

景観を成り立たせる要素は五つあります。①景色を眺め楽しむ人②景色を眺め楽しむ場所③主対象④対象場（対象の背景）⑤時――です。京都になぜ観光客が多いかというと、その理由は②の要素にかかわります。景色を眺め楽しめる場所が多いのです。また、景色に敏感な市民が多いこと、景観行政をずっとやってきた行政の努力もあるでしょうし、伝

統文化として景色を読む文学や絵画などが根底にあるのではないでしょうか。こういった市民の感性がますますまちを美しくしていくのだと思います。

基調講演の様子

パネルディスカッション／歴史文化都市・京都の景観まちづくりのために

〈コーディネーター〉
東京農業大学教授
美し国づくり協会理事長
進士五十八氏

進士　樋口先生からすばらしいロマンあふれる基調講演をいただきました。パネルディスカッションでは現実の景観を見つめ直したいと思います。景観は理想論だけでは本当に良くなっていきません。今日はパネリストの皆さんに本音で語っていただきたいと思います。

◆土木とはまさに景観をつくる仕事

木下　土木屋がなぜ景観のことを議論するのかと不思議に思われるかもしれませんが、土木とはまさに景観をつくる仕事だと思っています。生活環境や自然環境を整え、当然景観も良くしていかなければなりません。

京都の景観を語るのに琵琶湖疏水を抜きには語れません。「景観十年、風景百年、風土千年」という言葉がありますが、京都の琵琶湖疎水は１００年以上経つので、景観というより風景といえるでしょう。当時、福沢諭吉は「なぜ西洋かぶれなものをつくるのか」と批判したそうですが、その時々で批判はあっても、いいものをつくれば必ず評価されるものです。

国土交通省
近畿地方整備局局長
木下誠也氏

近畿地方の土木事業を少し紹介します。ひとつは大和川水系の浄化施設です。大和川水系は全国で水質ワースト１ですが、場所によってはアユの遡上が確認されており、水質は年々良くなっています。次に、淀川ワンド再生ですが、生態系の宝庫の湿地を回復する事業です。円山川再生事業は、コウノトリのために放水敷を切り下げて、湿地環境遷移帯といって湿地から徐々に陸地になるようにして、餌が食べやすいようにするなど湿地の回復をしています。宇治川の三栖閘門はきれいに保全されて、観光スポットにもなっています。ここに船着き場を整備するという事業もあります。淀川は堤内地が低く水位が高いので、決壊しないように堤防幅を通

常の３０倍に広げて堤内地の嵩上げを行い、生活の場から川が見えるようになりました。一つの景観創造と言えると思います。最後に、砂防事業は洪水の際に土石流が流れないようにするためですが、明治時代、田上山は禿山だったのが、砂防事業で、緑が復元されました。

◆５０年、１００年先の京都のあり方目指す

福島　京都は「山紫水明」ともたたえられる豊かな自然に囲まれた、さまざまな表情を持った都で、１２００年以上の歴史があります。先人の自然と共生し風景を育んできた努力を、現在もその精神を受け継ぐ町衆があって、歴史都市・京都といわれる今があるのだと思います。行政も、国の制度を積極的に活用し、国の制度の足りない部分は独自のルールで補完してきました。

（財）京都市景観・まちづくりセンター専務理事・事務局長

福島貞道氏

近年、特にバブル経済期、さらにバブル崩壊後、不良債権整理のための土地開発が頻繁に行われ、景観や住環境に影響を及ぼしました。協調と配慮の精神で築いてきたコミュニティーの町並みが、乱されてしまいます。これまでの規制や誘導では限界だと感じ、新たな景観形成計画を立てる必要がでてきました。

今回の景観形成計画は５０年、１００年先の京都の景観のあり方を目指したものです。

小浦　いま福島さんは、京都市は歴史都市だとおっしゃいました。私は、都として１０００年以上最先端であり続けてきた都市と考えています。町家の保存活用とともに新しいデザインもつくっていくことが重要だと思います。

大阪大学大学院
工学研究科教授

小浦久子氏

「景観法」についてですが、これは枠組み法で、かなり裁量のある法律です。もう一つの特徴は、都市計画区域の内外を問わずに使えます。つまり山、川、里から町まで地域の景観構造を位置付けていくことが可能です。さらに、これまで数値基準になりにくいために法制化しにくかった建築物・工作物の形態・意匠規定を法定規準にすることができ、その判断は各自治体に委ねられています。このことは、自治体も私たち市民も、景観の規制について判断をする立場にいて責任を持つということです。私たち市民がどれだけ地域の景観を認識できるか、どんな価値を見出すかが問われ

ることになります。

進士　京都は全国に先駆けて強烈な景観条例をつくったわけです。コミュニティーのルール、市民の常識でまちを維持してきたのが崩壊したので、「公」として維持していこうというのが今の京都の景観行政です。

福島　今回の景観政策はコミュニティーの崩壊という危機に直面し、桝本頼兼前市長は「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」を２００５年７月に立ち上げました。答申は①景観とは箱庭やテーマパークのような眺めだけのものでなく、１４７万人の京都市民が生活する大都市として活力を持った都市を形成する、そのための景観形成でなければならない②景観形成は行政だけでなく民・産・学のパートナーシップのもとに、まちづくりとして大きな枠組みの中でとらえる必要がある――を方針としています。

②は、９２年の景観論争のときに、まちづくり審議会から京都のまちづくり・景観づくりのコンセプトとして出していただきました。それまで京都のまちづくりは「保存か開発か」、または「保存と開発の調和」だったのですが、「保存・再生・創造」というコンセプトとなり、これが継承されています。また、９７年には「景観まちづくりセンター」が発足しました。市民と一緒に景観形成していくために専門家を派遣したり学生と調査を行ったり、行政と市民の接着剤となる役割の組織です。

㈱植芳造園社長

井上剛宏氏

井上　京都の景観を外側からの視線で語られても、実際に京都に住んでいる者の感覚とかなりギャップがあるようです。例えば京都駅前の京都タワーはずいぶん批判がありましたが、私はあれを見ると「帰ってきたな」と感じます。住民の思いが時間によって蓄積されているのです。

京都は、山に囲まれているので市域が広がらず昔のままです。昔は２０万人程度の人口でしたが、今は１４０万人です。高密になるのは単純にしょうがないでしょう。ただ、京都以外の資本が大規模開発をたくさんやっていて、あれは京都人の感覚ではないですね。京都では、どう「お町内」と調和させるかを重要視してきました。そういったレベルでものを見ていかないと、ただ規制をかけても、景観もコミュニティーの問題も解決していかないのではないでしょうか。

進士　景観行政の難しさは単にビジュアルだけの問題でないところです。景観まちづくりセンターの「まちづくり」は暮らし方そのもので、住民の価値観やライフスタイルまで及びます。京都市の取り組みは壮大な実験と言えるかもしれません。

京都市の景観行政の話はこのくらいにして、川と緑の話に入りましょう。細田さんは鴨川と市民の関係についてＣＶＭ（仮想評価法）調査などもやっていらっしゃいますが。

◆理念は治水と調和、現実は「対立」

細田　なにごとも持続可能性といわれますが、河川の場合は治水と環境の両面があります。

環境保全の水準はどの辺にすべきかという問題は、具体的な環境問題発生に対して経験を積んで環境倫理が培われるということに他ならないと思います。これを一般化するために枠組みづくりが必要となってきます。そこのところは景観の問題と同じです。現在の河川法では「日常的長期的な管理」がうたわれていますが、そこでのリスクコミュニケーションの枠組みが必要になります。順応的管理という点が景観政策と同じだと思います。

京都大学大学院
工学研究科教授

細田尚氏

河川法の理念では「治水と環境（調和）」ですが、現実は「治水か環境か（対立）」です。鴨川はまちなかの川にしてはカワセミもいるし、生物多様性があるように見えますが、私の眼では悲惨な状況です。鴨川千鳥は先斗町の提灯や舗装のデザインに取り入れられ、伝統的な文様として残っていますが生態系的には絶滅に近い状態です。

木下　河川は治水利水だけでなく、環境も重視していくべきだと、特に９７年の河川法改正以降しっかり盛り込まれ、市民と合意形成をして川づくりをする仕組みができています。鴨川は、古来から人が親しんでいる川で、川に背を向けずまちが川の方に向いています。鴨川の景観では、橋が重要だと思います。１７橋ありますが、景観的にいい橋も多いと思っています。

進士　樋口先生のお話でもあったように、日本人は人と自然とを区別せずに暮らしてきました。自然と人のバランス感覚を持っていた、もしくはお互いを重ね合わせていたのでしょうか。鴨川は、正に京都の自然と歴史と文化が一体となった場所です。

◆「用」の機能大切に「景」の感性磨く

井上　庭づくりにとって、山、川、水といった自然はとても大事な要素です。日本の庭づくりは「景」をつくることだと考えています。風景、景色、景観をつくるということです。特に京都では「用」と「景」ということが言われます。日本庭園には機能がないといわれますが、そんなことはなくて、利休は飛び石の渡りを「用」６分「景」４分、織部は「用」４分「景」６分と言ったとされますが、「用」の機能性を大切にしながら美しい「景」の感性を磨いてきたの

だと思います。

庭園をつくるには美しい景色の経験、原風景がかかわってくるのです。造園とは、美しい景色をとらえてひとつの空間におさまりをつくりだすことです。つい先日まで東京で住宅庭園をつくっていました。大工も左官屋さんも全員京都から行きましたが、樹木だけは地場の近くのものを使いました。生き物が敷地になじんで、土地の上に生命をずっと刻んでいくことが非常に大事だからです。景観を見るときに緑や川を生き物だととらえていないように思います。

進士　川の自然再生や山の保全などは、やろうと思えばできるでしょう。しかし、ここに生活をし経済活動をし、かつ相続して住み続けていく人たちにとっては、われわれ部外者は歴史都市としていますが、生活都市としての一面もあって、まさに日本全体の景観行政のさまざまな問題が縮図となって顕在化しています。そのあたりのことを小浦さんにまとめてもらいましょう。

◆まず窓を開けて風景を知る

小浦　関西は、大阪はちょっと違いますが、関東平野のまちとずいぶん違います。山や川などの風景の関係がみえるスケールの中にあるというのが関西の大きな特徴です。しかし、住んでいる人がそのことに気が付いていません。まず窓を開けて外を見てほしい、まず風景を知ること、肌で感じることが大事です。そういった景観の教育プログラムが必要だと思います。

次にコミュニティーの問題ですが、崩壊というより違うフェーズに入っているのだと思います。ネットなど地縁以外のコミュニティーが無数に存在する現代社会において、地縁のコミュニティーをどのように形成するか、という問題だと思います。まちの風景はほとんど市民の住宅によってできています。住む場所であると同時に景観の対象であり、公共的な面を持っているということを、建築側も住む人もしっかりと考えていかなければならないと思います。

そして、お金の話ですが、ひとつは価値をつくることの難しさを感じました。景観規制をやって高さ制限がついて、土地の値段が下がるということより、景観を守ることによって地域の価値が上がるということをもっと訴えていく必要があります。そのためにはそれを評価する目が必要となります。自信を持って評価し、ほめることによって景観の価値を高めていくことが必要ではないかと思いました。

進士　景観を守ることが結果的に財産価値をあげるのだということが理解できる時代に、なってきてはいると思います。ただ、クルマ社会など、生活に文明が多く入って、文化的な側面だけでは解決しなくなってきました。

京都がほかの都市と同じになってしまっては、京都にとってマイナスであると同時に、日本全体にとってもマイナスでしょう。京都は日本の景観行政のマイルストーンであると同時に、京都ならではのやり方を模索すべきなのでしょ

う。

樋口先生に、最後に一言いただきたいと思います。

樋口　景観法の基本は、景観資産だと思います。それぞれの地域の景観資産を特定することが重要で、住民が納得したうえで選ぶべきです。世界遺産に選ばれても住民はそんな意識はないのかもしれません。景観資産の位置づけをもっと重みのあるものにぜひともしていただきたいし、そうした視点で景観の価値をもう一度、国全体、地域全体で見直してみることが、それこそ景観法の意義ではないかと思います。

進士　ありがとうございました。先ごろ観光庁が発足しましたし、今年５月には歴史まちづくり法が公布されました。国土交通省も次々と手を打ちながら、個々の対象ではなくトータルな施策を考えるようになりました。みんなで価値ある風景の形成を目指してやっていく時代が来ているのだと思います。

「美し国」、まさに日本の文化を象徴する美しい景観を、「国の光」という観光の原点に戻して捉え、地域らしさを大切にして守り育てていくこと。日本のすべてのまちが「美しまち」になっていくことを願います。

パネルディスカッションの風景